

[事案 2020-5] 入院給付金支払請求

・令和3年2月1日 和解成立

<事案の概要>

重大事由により保険契約が解除されたことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

躁うつ病により令和元年8月から1か月程度入院（入院①）し、その後大腸がん疑いにより同年10月に入院（入院②）したため、平成31年4月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院②にかかる入院給付金と入院①にかかる診断書の取得費用を支払ってほしい。

- (1)入院①の給付金請求のため、入院証明書を取得してその代金を支払ったが、保険会社が給付金を支払わない場合は、診断書代金を支払うと取り決めている。
- (2)本契約の解除日は令和元年11月であるが、入院②は解除日以前の同年10月であるため、解除原因である躁うつ病の請求とは因果関係がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が入院①の診断書において、傷病発生日および前医治療期間を改ざんした。改ざんの内容は、入院①の原因疾病たる躁うつ病が、責任開始日後に発症・治療開始されているかのように装うもので、本件約款の重大事由に当たるため、当社は本契約を解除した。
- (2)支払事由を満たさない等の理由で給付金請求に応じられない場合でも、運用上、診断書の取得費用を支払っているが、重大事由による解除や、詐欺による取り消しの場合は、その運用を行っていない。
- (3)本件約款では、重大事由の発生時以後に生じた支払事由は給付金の支払対象外となる旨を定めており、本件の重大事由の発生時は、保険会社が給付金請求書および診断書を受領した令和元年9月であることから、入院②は、重大事由の発生後に生じたものであり、給付金の支払対象外である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、請求内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社には、入院②の入院給付金および入院①の診断書代の取得費用の支払義務は認められないが、保険会社より和解の提案があり、当審査会において検討した結果、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。